

企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置の延長・拡充

※下線が改正部分

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本措置を延長(2年間)及び拡充する。

1 適用期限の延長[移転型事業・拡充型事業]

減収補填措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長。

現行

平成30年3月31日まで

30年度

平成32年3月31日まで

2 財政力要件の緩和[移転型事業]

移転型事業の財政力要件を以下のとおり緩和。

現行

[都道府県] 0.78 未満

[市町村] 0.90 未満

※財政力に応じた補填率の割落とし

・ ~0.47 未満 : なし
・ 0.47~0.63 未満 : 1/3
・ 0.63~0.78 未満 : 2/3

・ ~0.63 未満 : なし
・ 0.63~0.77 未満 : 1/3
・ 0.77~0.90 未満 : 2/3

30年度

[都道府県] 0.85 未満

[市町村] 0.93 未満

※財政力に応じた補填率の割落とし

・ ~0.52 未満 : なし
・ 0.52~0.69 未満 : 1/3
・ 0.69~0.85 未満 : 2/3

・ ~0.64 未満 : なし
・ 0.64~0.79 未満 : 1/3
・ 0.79~0.93 未満 : 2/3

3 課税免除の追加[移転型事業]

移転型事業について、これまでの不均一課税に加えて課税免除の対象も減収補填措置の対象に追加。

現行

[不均一課税]

事業税、不動産取得税、固定資産税を不均一課税した場合に減収補填措置の対象

30年度

[課税免除・不均一課税]

現行の不均一課税に加え、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合も減収補填措置の対象

※補填率は現行の不均一課税の補填率と同一

企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置（平成30年度改正案）

※下線が改正部分

＜制度概要＞

地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画に沿って、地方拠点の移転・拡充を行う事業者に対し、地方公共団体が地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除(移転型事業のみ)又は不均一課税を行った場合の減収に対する地方交付税により補填措置を講じる。

	拡充型事業	移転型事業
対象地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域	首都圏の既成市街地等以外の地域
対象となる地方公共団体(財力要件)	[都道府県] 0.47未満 [市町村] 0.74未満 ※財政力に応じた補填率の割落とし ・ ~0.63未満 : なし ・ 0.63~0.74未満 : 1/2	[都道府県] 0.85未満 [市町村] 0.93未満 ※財政力に応じた補填率の割落とし ・ ~0.52未満 : なし ・ 0.52~0.69未満 : 1/3 ・ 0.69~0.85未満 : 2/3 ・ ~0.64未満 : なし ・ 0.64~0.79未満 : 1/3 ・ 0.79~0.93未満 : 2/3
補填対象	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)
補填率	・不動産取得税 10/10 ・固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)	・事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) ・不動産取得税 10/10 ・固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左

＜参考＞ 財政力に応じて割落とした補填率一覧

■ 拡充型事業の市町村

	固定資産税		
	1年目	2年目	3年目
0.63未満	3/3	2/3	1/3
0.63以上 0.74未満	1/2	1/3	1/6

■ 移転型事業の市町村

	固定資産税		
	1年目	2年目	3年目
0.64未満	4/4	3/4	2/4
0.64以上 0.79未満	2/3	1/2	1/3
0.79以上 0.93未満	1/3	1/4	1/6

■ 移転型事業の都道府県

	不動産取得税	
	1年目	2年目
0.52未満	3/3	
0.52以上 0.69未満	2/3	
0.69以上 0.85未満	1/3	

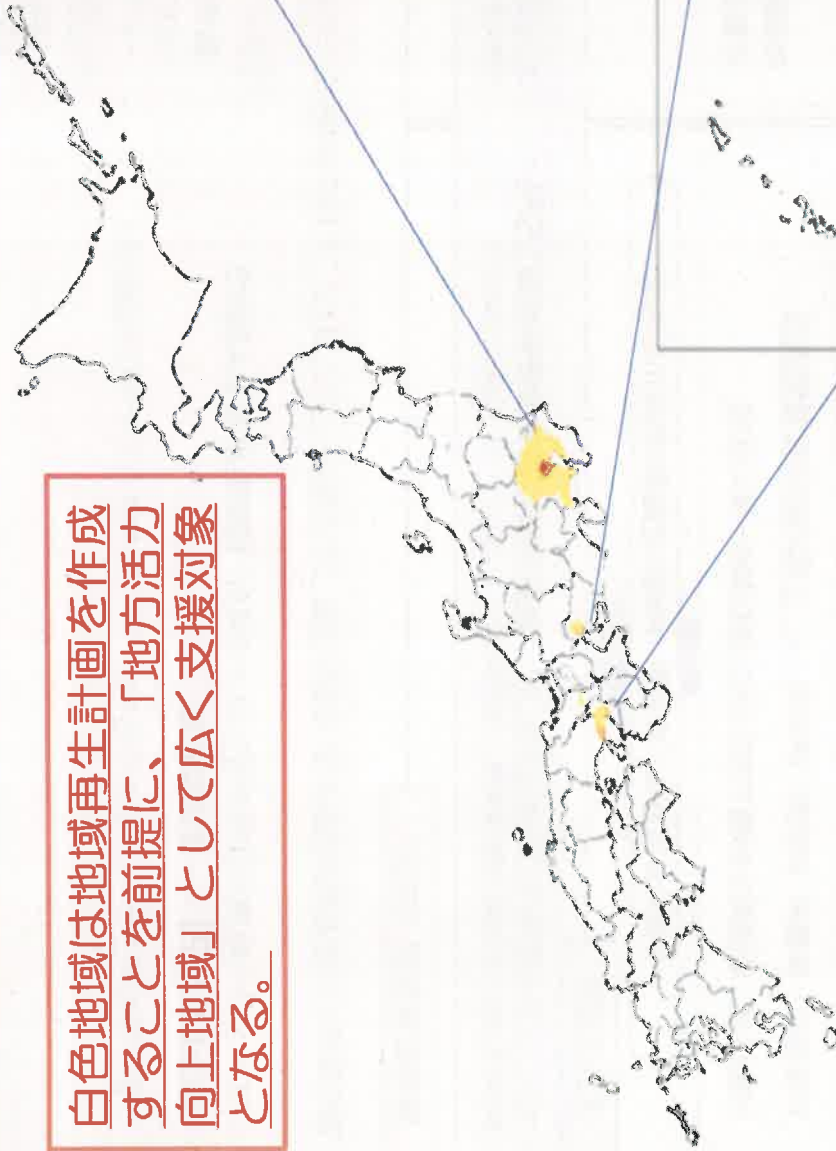
	事業税		
	1年目	2年目	3年目
0.52未満	1/2	1/4	1/8
0.52以上 0.69未満	1/3	1/6	1/12
0.69以上 0.85未満	1/6	1/12	1/24

	固定資産税		
	1年目	2年目	3年目
0.52未満	4/4	3/4	2/4
0.52以上 0.69未満	2/3	1/2	1/3
0.69以上 0.85未満	1/3	1/4	1/6

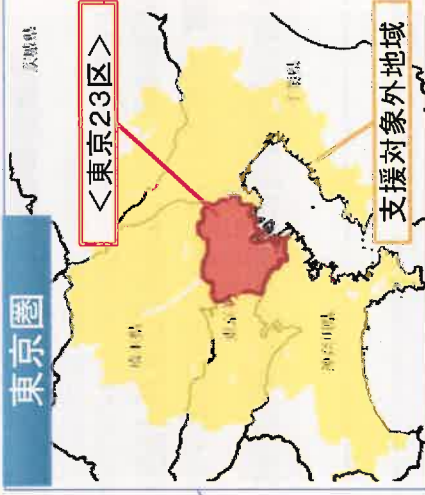
(注) 割落とし後の補填率を乗じた課税免除額・不均一課税額の75%を普通交付税で補填。

支援対象地域等について（地域再生法第5条第4項第5号、令第5、11条）

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域



赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

中部圏中心部



黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要)
----	---

近畿圏中心部



黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ(※地域再生法の改正が必要)
----	---

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

- 黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
 - 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域等